

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
富士川町	土録地区(土録・基盤整備地区第3工区)	令和3年12月19日	令和3年12月19日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	1.15ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	1.06ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	0.60ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.60ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.08ha
(備考) 地区の現状に関するデータ参照(別紙)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

・今後、地区の更なる高齢化、後継者不足が見込まれるため、担い手の確保が必要である。 ・基盤整備事業によって、ほ場を整備しているが水源がないため、営農していくには更なる整備が必要となる。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・第3工区の農地利用は、中心経営体である法人の認定農業者1経営体がほぼ全域を担っていく。
--

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	A	なし	0 ha	果樹	1.08 ha	町内
計	1人		0 ha		1.08 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向 農地所有者のうち、耕作が続けられず、「耕作をやめたい」、「規模を縮小したい」という意見が多く、中心経営体への貸付けの意向が確認された農地は12筆、5,748㎡となっている。
農地中間管理機構の活用方針 担い手への集積にあたっては、原則として農地中間管理機構を活用する。
新規・特産化作物の導入方針 農地を長期管理・運営することで、多種の果樹栽培や加工に取り組み、農福連携による経営を行う。